

資料編

1 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の理念に基づき、社会福祉を地域で実現するため、豊橋市における地域福祉計画の策定及び地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、豊橋市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1)地域福祉計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2)地域福祉計画の立案
- (3)地域福祉計画の推進に関する重要事項の調査検討及び調整
- (4)地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5)その他目的達成に必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 推進会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(社会福祉審議会)

第4条 推進会議は、地域福祉計画の策定及び推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて社会福祉審議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は、推進会議に必要な資料を提出する。
 - (1)地域福祉計画の計画素案の作成
 - (2)地域福祉計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。
 - (1)地域福祉計画の策定に必要となる基礎的な調査研究
- 3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

推進会議

役職	職名
会長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	こども未来部長兼福祉事務所副所長
委員	危機管理統括部長
//	総務部長兼CDO(最高デジタル責任者)
//	財務部長
//	企画部長
//	市民協創部長
//	健康部長
//	産業部長
//	建設部長
//	都市計画部長
//	教育部長
//	豊橋市社会福祉協議会常務理事

別表第2

幹事会

役職	職名
幹事長	福祉政策課長
幹事	防災危機管理課長
//	政策企画課長
//	市民協働推進課長
//	安全生活課長
//	長寿介護課長
//	障害福祉課長
//	生活福祉課長
//	子育て支援課長
//	こども未来館副館長兼事務長
//	こども若者支援センター長
//	保育課長
//	保健医療企画課長
//	健康増進課長
//	こども保健課長
//	住宅課長
//	教育委員会学校教育課長
//	教育委員会生涯学習課長兼地域教育推進室長
//	豊橋市社会福祉協議会事務局長

別表第3

ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	福祉政策課課長補佐
スタッフ	防災危機管理課職員
//	市民協働推進課職員
//	安全生活課職員
//	福祉政策課職員
//	長寿介護課職員
//	障害福祉課職員
//	生活福祉課職員
//	子育て支援課職員
//	こども未来館職員
//	こども若者支援センター職員
//	保育課職員
//	保健医療企画課職員
//	健康増進課職員
//	こども保健課職員
//	住宅課職員
//	教育委員会学校教育課職員
//	教育委員会生涯学習課職員
//	教育委員会地域教育推進室職員
//	豊橋市成年後見支援センター職員
//	豊橋市中央地域包括支援センター職員
//	豊橋市東部地域包括支援センター職員
//	豊橋市南部地域包括支援センター職員
//	とよはし総合相談支援センター職員
//	豊橋市社会福祉協議会職員

2 豊橋市社会福祉審議会運営要綱(一部抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市社会福祉審議会条例(平成12年条例第23号)第7条の規定に基づき豊橋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 審議会は委員50人以内をもって構成する。

2 社会福祉法第9条第2項に規定された臨時委員は、専門委員と称する。

3 委員及び専門委員は市長が委嘱する。

(副委員長及びその権限)

第3条 審議会に副委員長1人を置き、委員長が委員のうちから指名する。

2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会)

第4条 審議会に、次の専門分科会を置く。

(1)民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するための民生委員審査専門分科会

(2)障害者の福祉に関する事項を調査審議するための障害者福祉専門分科会

(3)児童福祉に関する事項を調査審議するための児童福祉専門分科会

(4)高齢者福祉に関する事項を調査審議するための高齢者福祉専門分科会

(5)低所得者福祉に関する事項を調査審議するための低所得者福祉専門分科会

(6)地域福祉に関する事項を調査審議するための地域福祉専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1に定める。

3 審議会は第1項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

5 専門分科会に専門分科会長1人を置き、専門分科会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

6 専門分科会は、専門分科会長が招集し、会議の議長となる。

7 専門分科会は、その専門分科会に属する委員(専門委員を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

8 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

(副専門分科会長及びその権限)

第5条 各専門分科会に副専門分科会長1人を置き、各専門分科会長が指名する。

2 副専門分科会長は、専門分科会長の職務を補佐し、専門分科会長に事故があるときはその職務を行う。

(専門分科会の決議の特例)

第6条 審議会は、専門事項に関し、諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害程度の審査に関する事項を含む別表第2に掲げる事項を調査審議するため、障害者福祉専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)を設ける。

2 審査部会に審査部会長を1人置き、審査部会に属する委員の互選によってそれを定める。

3 審査部会は審査部会長が招集し、会議の議長となり、又審査部会長は審査部会の事務を掌理する。

4 審査部会はその属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは審査部会長の決するところによる。

(副審査部会長及びその権限)

第8条 審査部会長に事故のあるときは、あらかじめ審査部会長が指名した委員(「副審査部会長」と称する。)が、その職務を行う。

(審査部会の決議の特例)

第9条 審査部会の決議又は意見をもって、審議会の決議又は意見とする。

(会議の特例)

第10条 審議会、専門分科会及び審査部会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員及び専門委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(1)会議を招集する暇がない場合

(2)会議を招集する必要がないと認められる案件を審議する場合

(3)前2号に掲げる場合のほか、会議を招集しないことについてやむを得ない理由がある場合

(議事録及び会議の公開)

第11条 審議会の会議については、議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 審議会の会議及び会議の議事録は公開するものとする。ただし、審議会において公開しない旨を決議した場合は、この限りでない。

(意見の聴取等)

第12条 審議会、専門分科会及び審査部会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第13条 審議会、専門分科会及び審査部会に出席する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。ただし、専門分科会又は審査部会の個別の庶務は、それぞれ所掌事務を分掌する課が処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(1)豊橋市社会福祉審議会委員名簿

	所属団体名等
	豊橋市議会議員
委員長	豊橋市社会福祉協議会会長
	豊橋市社会福祉協議会常務理事
	豊橋市民生委員児童委員協議会副会長
	豊橋市民生委員児童委員協議会副会長
	豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会代表
	豊橋保育協会副会長
	豊橋市幼稚園・認定こども園協会会長
	豊橋市介護保険関係事業者等連絡会運営委員
	豊橋市障害者自立支援協議会委員
	豊橋市老人福祉施設協議会事務総括
	豊橋市福祉事業会常務理事
	日本福祉大学名誉教授
	豊橋創造大学短期大学部名誉教授
	愛知県東三河児童・障害者相談センター児童育成課長
	豊橋身体障害者(児)福祉団体連合会会長
	豊橋市手をつなぐ育成会会長
	豊橋市肢体不自由児(者)父母の会会長
	豊橋精神障害者地域家族会くすのき会会長
	豊橋市聴覚障害者協会会長
	豊橋身体障害者協会監事
	豊橋市母子福祉会監事
	豊橋市自治連合会理事
副委員長	豊橋市赤十字奉仕団副委員長
	豊橋市老人クラブ連合会副会長
	豊橋市立小中学校長会
	豊橋女性団体連絡会会員
	豊橋市医師会会長
	豊橋市医師会会員
	豊橋市歯科医師会会長
	豊橋市薬剤師会理事

(2) 豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

	所属団体名等
副会長	豊橋市社会福祉協議会会長
	豊橋市民生委員児童委員協議会副会長
	豊橋保育協会副会長
	豊橋市幼稚園・認定こども園協会会長
	豊橋市介護保険関係事業者等連絡会運営委員
	豊橋市障害者自立支援協議会委員
会長	日本福祉大学名誉教授
	豊橋市手をつなぐ育成会会長
	豊橋市自治連合会理事
	豊橋市老人クラブ連合会副会長
	豊橋市立小中学校長会
	豊橋女性団体連絡会会員

3 策定の経過

<令和6(2024)年度>

☆:豊橋市議会、◇:庁外、○:推進会議等

年月日	内容等
令和6(2024)年 6月27日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画の策定について ・市民意識調査について
8月~10月	◇地域福祉計画市民意識調査 ・市民、自治会長、民生委員児童委員、福祉・子ども関係事業所を対象にアンケート調査を実施
令和7(2025)年 2月14日	○第2回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について
3月11日	◇豊橋市成年後見支援センター運営委員との意見交換 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について
3月27日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について

<令和7(2025)年度>

☆:豊橋市議会、◇:庁外、○:推進会議等

年月日	内容等
令和7(2025)年 5月 9日	◇更生保護関係団体との意見交換 ・第5期豊橋市地域福祉計画策定に向けた方向性の確認について
6月25日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
7月 4日	○第1回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
7月31日	◇豊橋市成年後見支援センター運営委員との意見交換 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
8月19日	☆福祉教育委員会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(骨子案)について
9月 3日	◇再犯防止に関する意見交換会 ・再犯防止推進のための意見交換について
10月 2日	○第2回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について
10月17日	◇第1回豊橋市社会福祉審議会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について ・地域福祉専門分科会の新設について
10月24日	○第2回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について

年月日	内容等
令和8(2026)年 1月 19日	☆福祉教育委員会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(素案)について
1月26日～ 2月25日	◇パブリックコメント ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について
2月26日	◇豊橋市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について ・第4期豊橋市地域福祉期計画の進捗評価について
3月 6日	○第3回豊橋市地域福祉計画推進会議幹事会 ・パブリックコメントの結果について ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について
3月 6日	○第3回豊橋市地域福祉計画推進会議 ・パブリックコメントの結果について ・第5期豊橋市地域福祉計画(案)について